

浦 監 第 323 号  
令和 5 年 10 月 27 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

#### 浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 8 月 28 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

令和5年8月28日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（浦安市運動公園外3施設駐車場貸付料及び駐車料金）の要旨を次のように解した。

- (1) 浦安市長はスターツアメニティー(株)と締結した「浦安市運動公園外3施設駐車場管理運営に関する協定」により、年額46,200,000円の貸付料・使用料の支払いを得ている。貸付料・使用料の額について、駐車場の設置許可・貸付がプロポーザルを採用していることを理由に、「浦安市都市公園条例別表第2」に規定する「その他の公園施設の使用料」に該当するため条例の改正は要しないとしているが、この条例の解釈・運用は著しく合理性を欠く裁量権の濫用であり、議会の権限を侵すものである。  
浦安市長が、条例に根拠を持たない金額を収納している状態を解消するため、必要な使用料の額を定める条例改正（案）を議長に提出することを求める。
- (2) 浦安市長は、スターツアメニティー(株)に対し、浦安ドッグラン利用者から法令の根拠なしに駐車料金を取ることを承認し、同社から貸付料の納入を受けている。同社にドッグラン利用者から駐車料金を取ることを承認した浦安市長はドッグラン利用者が負担した駐車料金を当該利用者に返還するために必要な措置を講ずるとともに、違法な状態を解消するために必要な措置を講ずることを求める。
- (3) 運動公園駐車場の駐車料金は、体育館等の施設の利用料に比べ割高になっている。また、駐車場利用者に駐車場の管理に必要な経費を超える施設全体の管理に必要な経費を負担させていることは駐車場を利用する人と利用しない人の負担の公平を図るとの有料化の目的に反しているため、浦安市長に対し、施設利用者の駐車料金の引き下げを含め駐車料金体系の見直しを求める。

## 2 請求書の補正

本件請求について、令和5年9月25日に請求人より請求内容について、以下のとおり補正の申し出があった。

### 補正の内容

「I 請求の趣旨」の「2」中、「ターツアメニティー株式会社」を「スターツアメニティー株式会社」に補正する。

## 3 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、また、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

また、財務会計上の行為又は怠る事実は、普通公共団体に積極消極の損害を与え、ひいては住民全体の利益に反するものでなければならず、違法、不当な事由があるとしても、それが普通地方公共団体に損害をもたらすような関係にはないことが明らかな場合は、住民監査請求の対象にならないとされている（最高裁判所平成6年9月8日第一小法廷判決）。

本件措置請求について、請求人は、浦安市長が（1）協定を締結し、条例に根拠を持たない金額を貸付け料として収納していること、（2）スターツアメニティー株式会社に対し、浦安ドッグラン利用者から法令の根拠なしに駐車料金を取ることを承認し、同社から貸付料の収入を受けていること、（3）運動公園駐車場の駐車料金は、体育館等の施設の利用料に比べ割高であり、駐車場利用者に駐車場の管理に必要な経費を超える施設全体の管理に必要な

経費を負担させていることが違法・不当であると主張している。

しかしながら、貸付料及び駐車料金の徴収自体は市に損害がなく、地方公共団体の住民全体として損失を被るとはいえないもので、住民監査請求の対象となる事項にはあたらない。また、生じる恐れのある損害についても示されていない。

以上のことから、その余の点を判断するまでもなく本件措置請求を却下とする。